

徳島県選挙管理委員会告示第百二十一号

平成十九年徳島県選挙管理委員会告示第十号（不在者投票を行うことができる施設を指定した件）の一部を次のように改正し、令和五年十月五日から適用する。

令和五年十一月七日

徳島県選挙管理委員会委員長 中 田 丑 五 郎

一の表55の項中「徳島赤十字ひのみね総合療育センター」を「徳島赤十字ひのみね医療療育センター」に改め、回表147の項中「介護医療院名東」を「名東天満介護医療院」に改める。

三の表3の項中「徳島赤十字障がい者支援施設ひのみね」を「徳島赤十字ひのみね医療療育センター附属支援施設」に改める。